

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府・内閣官房）

制 度 名	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制			
税 目	所得税			
要 望 の 内 容	<p>地域再生法に則り、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づき、「日本再生戦略」に掲げるグリーン、ライフ、農林漁業分野に係る地域再生事業を行う事業者であって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体が一定要件に該当するものとして確認を行ったものに対して、個人が匿名組合出資を行った場合、所得控除（寄附金控除）の規定を適用する税制上の特例措置を創設する。また、投資に損失が出たときは、その年の株式譲渡益と通算できるものとするとともに、通算しきれなかった損出について、翌年以降3年間にわたって、繰越し控除できるものとする。</p> <p>所得控除（寄附金控除の規定を適用） （投資額－2,000円）をその年の総所得額等から控除 ※投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方 損益通算 投資に損出が生じた場合、その年の株式譲渡益と通算できるものとするとともに、通算しきれなかった損出について、翌年以降3年間にわたって、順次株式譲渡益と通算</p> <table border="1" data-bbox="874 943 1489 1032"> <tr> <td data-bbox="874 943 1219 1032">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 943 1489 1032">▲162 百万円 （ 一百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲162 百万円 （ 一百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲162 百万円 （ 一百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 家計の志を活かした新たな資金の流れを形成し、地域の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 「地域再生基本方針」（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定、平成 24 年 4 月 27 日一部変更）において、医療、福祉、リサイクル、新エネルギー、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大の促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業分野について、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間からの投資を促進するための誘導措置を講ずるとされている。</p> <p>また、「成長ファイナンス推進会議」（平成 24 年 2 月 15 日官房長官決裁）取りまとめ（同年 7 月 9 日）において、各地の伝統産業やソーシャルビジネス等を対象にした投資ファンドの組成を後押しするために、ファンド事業に対して、総合特区制度等既存の制度を活用した税制等の支援措置等を講ずるとされている。</p> <p>さらに、「成長ファイナンス推進会議」取りまとめを柱の一つとして反映させた日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）においては、家計の志をいかした新たな資金の流れの形成に向け、官民連携によるふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォームを創設し、各地の伝統産業やソーシャルビジネス、若者や女性による企業等の支援を対象にした投資ファンドの組成を後押しするとされているほか、地域の活性化等に結びつき、その速やかな実施が特に求められるグリーン、ライフ、農林漁業の3分野と、中小企業を加えた日本再生プロジェクトを優先するとされている。</p> <p>これらを踏まえると、こうした民間事業に対して、家計の志をいかした新たな資金の流れを形成し、事業の円滑な実施を通じて地域の活性化を図るため、税制上の特例措置によるインセンティブ付与が必要である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 5. 政策目標5 「地域活性化の推進」 【施策】 ③施策目標3 「地域再生計画の認定」
		政策の達成目標	本特例措置により、グリーン、ライフ、農林漁業分野における地域再生を担う事業者に対する個人の投資が促進されて事業者の幅広い資金調達が可能となり、家計の志をいかした新しい資金の流れの形成に寄与するとともに、事業の円滑な実施を通じた地域の活性化が可能となる。 →ふるさと投資の総額 目標値：2015年末 50億円
		租税特別措置の適用又は延長期間	2013年から2015年まで
		同上の期間中の達成目標	本特例措置により、グリーン、ライフ、農林漁業分野における地域再生を担う事業者に対する個人の投資が促進されて事業者の幅広い資金調達が可能となり、家計の志をいかした新しい資金の流れの形成に寄与するとともに、事業の円滑な実施を通じた地域の活性化が可能となる。 →ふるさと投資の総額 目標値：2015年末 50億円
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	(適用数) 平成25年度 30千人 平成26年度 30千人 平成27年度 30千人 (減収額) 平成25年度 162百万円 平成26年度 162百万円 平成27年度 162百万円
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により個人の投資が増加し、家計の志を活かした新たな資金の流れを形成し、地域の活性化を図ることが可能となる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>地域再生は、自治体が住民や地域の民間企業等との協力の下に、自主性と創意工夫を活かすことが重要である。よって、国の支援策としては、地域の自主性と創意工夫を尊重した上で民間の力をうまく引き出すための政策が重要であり、民間投資にインセンティブを付与するための税制上の特例措置が有効である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>—</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>—</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p> <p>—</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>—</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>新規</p>